

日本労働年鑑 第27集 1955年版  
The Labour Year Book of Japan 1955

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第三章 主要な争議

第二節 昭和電工川崎工場の争議

争議の背景と発端

一月五日の七二時間スト宣言をもって始まった昭和電工川崎労組(二三〇〇名、合化労連傘下)の争議は、本年の労働運動の火蓋を切ったものであるが、その直接の争点が生産褒償金の額をめぐる純経済的なものでありながら、肥料独占資本に対する労働者の、長期かつ激烈な闘争として著しい特色を示した。あたかもこの時は春肥価格の問題—国内農民には高く売り、外国には出血輸出という独占商品硫酸の二重価格問題が政治問題化している時にあたり、労働者は農民と提携しつつ、経団連会長石川一郎氏を社長とする昭電肥料資本と対戦することとなったのである。

この争議の背景と特色を見ると次のようである。会社は滞貨五万トン、経理状態の悪化、出血輸出等を理由に、組合の生産褒償金(生産手当)要求を拒否し、組合はこれに対し、一億四千万円の利益金を指摘して会社経理は悪化していないと反論、また生産褒償金は、過去において組合が実質賃金を高めるために獲得したもので毎月約一七〇〇円で、平均ベース一万五四〇〇円からみると一〇—一五%に相当し、事実上賃金の重要な一部であるから、その切下げには絶対に応じられぬと主張したのである。さらに一九五二年六月現行賃金ベースの決定に際し、組合は労働協約によって一年間の平和義務を負わされており、五三年六月まで賃金交渉は出来なくなっている。その間に一方的に生産手当切下げを決定するのは、六月賃金改訂に有利な既成事実をつくらんとする会社の陰謀であるとして、組合は初めより生産手当問題を重視したのである。会社側が五二年来準備しているアメリカ式労務管理方式(MTP)も、労働者の犠牲による合理化処置として組合側の警戒心を一そう強めていたことも指摘されねばならない。

組合側はまた、現在の硫酸価格は、国内一〇貫匁八六〇円、インド向け六一〇円の二重価格制をとり、国内の農民収奪をはかっているとして独占資本の価格政策に反対し、この観点から農民はじめ広く国民各階層の支持をあつめて強力な闘争を展開した。一月中旬開かれた肥料値下げ全国農民大会には昭電労組代表が出席し、肥料独占資本に対する労農提携を訴えて農民代表に大きな感銘を与えたことなど、農民と提携しつつストをたたかおうとしたところに、この争議の特色が見いだされる。

さらにまた組合の闘争の鋒先は、硫酸の二重価格制を承認し、その上三〇億円の国家資金を生産補償金として肥料資本にあたえようとする自由党政府の政策に対しても向けられ、労働者側は積極的に中日貿易の打開による市場の開拓を主張するなど、政府の従属的外交政策をも攻撃した。このように、争議の直接の発端となった争点は純経済的なものでありながら、この争議は独占資本

と自由党政府に対する全面的反対という、より広い政治的立場からする闘争の性格を帯びていたのである。

以上のほかに労資双方のとった争議戦術には注目すべきものがある。組合の出荷スト、不買運動、労農提携、地域共闘の戦術に対し、会社側は部分的ロック・アウトから全面的ロック・アウト戦術に出て、しかもいかなる経済的犠牲をも辞せず争議の勝利をのぞみ、終始強硬な態度をもってこれに対抗した。争議はこのように、初めから一企業に対する企業組合の経済闘争というよりは、石川経団連会長を先頭とする独占資本対労働者農民の階級的対戦に発展する方向を示したのである。

では争議の直接の発端について見よう。組合は一九五二年一月二六日、一月以降の生産褒償金として次の要求を提出した。

- (一)金額 二一〇〇円
- (二)配分 六〇%は一律支給、四〇%は基準内配分
- (三)支給期日 翌月

同月二七日の団交で、会社側は金額六〇〇円、能力給配分五〇%、一律配分五〇%、三ヵ月毎支給の回答をなし、その後数次の団交で会社側は、金額八五〇円、その他若干の譲歩をしたが、組合の要求とはなお大きな距りがあり、ついに一月三〇日組合側は「一月五日より七二時間スト突入」を会社側に通告するに至った。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---